

横須賀市管路維持管理業務委託 プロポーザル実施要領

目 次

1	趣旨	1
2	本業務委託の概要	1
3	事務局	1
4	参加資格要件	1
5	スケジュール	2
6	参加申込書等の提出	3
7	参加資格要件審査及び結果通知	3
8	参加辞退	3
9	資料閲覧及び施設見学	3
10	質問の受付及び回答等	3
11	提案書の提出	4
12	見積書の提出	5
13	プレゼンテーションの実施	5
14	技術審査等合格者の決定	6
15	契約候補事業者の決定	7
16	契約締結	7
17	失格事項	7
18	選定結果の開示	8
19	その他	8

別紙資料

- 別紙1 横須賀市管路維持管理業務委託 提案書等作成要領

令和6年3月

横須賀市上下水道局

横須賀市管路維持管理業務委託 プロポーザル実施要領

1 趣 旨

横須賀市管路維持管理業務委託（以下「本業務委託」という。）は、横須賀市上下水道局（以下「局」という。）が管理する管路施設等の漏水修繕、補修、出水不良、濁水の通報及び下水道の閉塞等に対し、迅速かつ適確に対応する業務を委託するものです。

また、管路施設等に起因する市民生活への影響及び二次被害を最小限にするため受付業務、現場確認業務及び工事監理業務を一元化し、効率的に実施することが、目的です。

本業務委託を行う上で、令和6年（2024年）10月以降の委託事業者を公募型プロポーザル方式により選定することについて必要な事項を定めます。

2 本業務委託の概要

- (1) 業務名
横須賀市管路維持管理業務委託
- (2) 業務内容
仕様書及び要求水準書のとおり
- (3) 履行期間
令和6年10月1日から令和12年3月31日までの5年6か月とします。
ただし、令和6年10月1日から令和7年3月31日までは、準備引継期間とし、準備引継期間内における業務内容は、局の指示を受けることとしています。
- (4) 委託料（上限額）
701,410,000円（税抜）
＝（準備引継期間）4,000,000円 ＋（本業務実施）697,410,000円

3 事務局

本プロポーザルに係る事務手続きは、次の担当課が行います。

横須賀市上下水道局技術部水道管路課

- ・担当者 : 古家、松村、風間、湯藤、木瀧
- ・所在地 : 〒238-0046 横須賀市西逸見町2丁目10番地
- ・電話番号 : 046-823-1777（直通）
- ・メールアドレス : wsf-ws@city.yokosuka.kanagawa.jp

4 参加資格要件

本業務委託は、単体企業又は共同企業体との委託契約とし、プロポーザルに参加できるものは、以下に掲げる条件をすべて満たしているものです。ただし、共同企業体で参加する場合は、(3)、(9)の条件については、いずれかの構成員が満たしていればよいものとします。

また、共同企業体の構成員は、本プロポーザルに係る他の共同企業体の構成員になることはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 入札、契約に関する法令及び上下水道局契約規程（平成16年上下水道企業管理規程第11号）に違反していないこと。
- (3) 横須賀市競争入札参加有資格者（業務委託）として登録されていること（かながわ電子入札共同システムに登録し、横須賀市の認定を受けること）。

- (4) 上下水道局指名停止等措置規程（平成 22 年上下水道企業管理規程第 5 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 本業務の履行能力があること。
- (6) 予定価格は上限価格になるので、この価格以下で業務を履行できること。
- (7) 予定価格に対して 10%に相当する額を超える金額を見積価格とすること。10%に相当する額以下の見積価格は、桁間違いの錯誤とみなす。
- (8) 協同組合等は、経済産業省経済産業局長等が交付する官公需適格組合証明書があること。ただし、協同組合が参加する場合、当該組合員は本選定に参加できない。協同組合等が参加する場合は、官公需適格組合証明書と最新の組合員名簿の写しを参加申込書に添えて提出すること。
- (9) 給水人口の規模に限らず水道事業者の給配水管等の受付業務、調査確認業務又は工事監理業務のいずれかを直接受託し、現在も履行中である又は完了した実績があること。
- (10) 要求水準書等に掲げる基準を満たす配置予定業務従事者を本業務委託に配置できること。なお、配置予定の業務管理責任者及び副業務管理責任者は、事前に届け出ること。また、他の企業の業務管理責任者及び副業務管理責任者として、本件プロポーザルに参加していないこと。

5 スケジュール

1	公募開始	令和 6 年 3 月 27 日（水）
2	参加申込書等の提出期限	令和 6 年 4 月 17 日（水）まで
	参加資格要件審査結果通知	令和 6 年 4 月 23 日（火）
3	資料閲覧及び施設見学実施	令和 6 年 4 月 24 日（水）～4 月 26 日（金）
4	質問受付期限	令和 6 年 4 月 24 日（水）～5 月 7 日（火）
	質問回答・公表	令和 6 年 5 月 14 日（火）
5	提案書の提出期限 見積書提出期限 参加辞退届の提出期限	令和 6 年 5 月 21 日（火）まで
6	プレゼンテーションの実施	令和 6 年 5 月 30 日（木）
7	技術審査等選定結果通知	令和 6 年 6 月 13 日（木）まで
8	契約候補事業者の決定	令和 6 年 7 月 5 日（金）

※日程は、申込状況や諸事情により変更となる可能性があります。

6 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

ア 参加申込書（第1号様式）

イ 事業概要調書（第2号様式）

※ 「4 参加資格要件（9）」に関連する過去の受託実績を記載すること。

ウ 事業概要調書（第2号様式）に記載の受託実績について、元請けとして契約を締結したことを示す書類の写し

エ 管路維持管理業務委託共同企業体協定書（第3号様式）

※ 共同企業体で、参加予定の場合のみ提出すること。

(2) 提出期間

令和6年3月27日（水） から 令和6年4月17日（水）12時 まで

(3) 提出先

「3 事務局」に記載のメールアドレスに送付

(4) 提出方法

上記（1）の提出書類を揃え、電子メールにより提出して下さい。

局からの受領のメールを送ります。そのメールをもって局が、受領したこととみなします。

7 参加資格要件審査及び結果通知

参加申込書を提出した者については、参加事業者に求められる参加資格要件のすべてを満たしているかを審査したうえで、参加申込書（第1号様式）に記載したメールアドレスあてに参加資格審査結果通知書（第4号様式）を電子メールで回答します。

参加資格要件審査結果通知 : 令和6年4月23日（火）

8 参加辞退

本プロポーザルの参加申込書を提出した後、参加を辞退する場合には、速やかに「3 事務局」に記載のメールアドレスへ電子メールにより、参加辞退届（第5号様式）を事務局に提出して下さい。

参加辞退届の提出期限 : 令和6年5月21日（火） 16時 まで

9 資料閲覧及び施設見学

提案書及び見積書の作成のために帳票類の閲覧を必要とする場合は、閲覧することができます。ただし、閲覧をできる者は、「4 参加資格要件」を有する者に限りです。また、閲覧方法の詳細については、提案書等作成要領（別紙1）に示します。

資料閲覧及び施設見学の実施期間 : 令和6年4月24日（水）から
令和6年4月26日（金）16時 まで

10 質問の受付及び回答等

(1) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問については、質問書（第6号様式）を電子メールに添付し、事務局あてに送信して下さい。

また、質問は、「4 参加資格要件」を有する者から提出された場合に限り受け付けます。

(2) 受付期限

令和6年5月7日（火） 16時 まで

- (3) 質問への回答・公表方法及び回答・公表日
質問書に記載されたメールアドレスあてに電子メールで回答します。また、全ての問合せを取りまとめ、ホームページに、「質問・回答内容」として公表します。
なお、参加事業者が特定できるような内容については、原則非公開とします。内容及び回答については、以下の日程にホームページで公表いたします。
質問への回答・公表日 : 令和6年5月14日(火)
- (4) その他
ア 指定の様式によらない質問書や受付期限を過ぎた質問書は受け付けません。
イ 質問書の内容について不明な点等がある場合には、事務局から質問者に対して電話で確認を行うことがあります。
ウ 質問に回答することで、事業者選定の公平性を損なうと事務局が判断した場合は、質問に対する回答を行わないことがあります。

11 提案書の提出

- (1) 提出書類
提案書等作成要領(別紙1)を参照の上、提案書を作成して下さい。
ア 提案書(第7-1~7-6号様式)
正本1部と副本9部、
CD(CD-R又はCD-RW)又はDVD(DVD-R又はDVD-RW)1枚
※ 副本については、社名が入っていないもの(ロゴ等も使用しないこと)として下さい。
イ 提案書等作成要領(別紙1)で別途指示した提出書類(任意様式)
ウ 別途様式がない局から要求した資料等
- (2) 提出方法
参加資格要件を満たした参加事業者に別途お知らせします。
- (3) 提出期限
令和6年5月21日(火) 16時 まで
- (4) 提出先
「3 事務局」に記載の所在地に郵送又は持参
- (5) 複数提案の制限
1 参加事業者が本業務に対して複数の提案をすることは認めません。
- (6) 留意事項
提出期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなします。

12 見積書の提出

(1) 提出書類

ア 見積書（第8号様式） 1部

※ 厳重に封かんして下さい。

※ 本業務実施に係る費用の委託料は、697,410,000円（税抜）を上限額とします。

(2) 提出方法

参加事業者が郵送（書留に限る。）又は事前に事務局と日程調整の上、提出先に持参して下さい。

(3) 提出期限

令和6年5月21日（火） 16時 まで

(4) 提出先

「3 事務局」に記載の所在地に郵送又は持参

(5) 見積書の作成方法

ア 見積書は、第8号様式を用いて作成して下さい。また、必要に応じて行や項目を追加し、内容等を記載して下さい。

イ 見積書に記載する金額は、消費税抜きの金額とし、予定価格以下の金額を記載して下さい。また、令和6年10月1日から令和11年度までの5年6か月の合計を記載して下さい。

ウ 見積書の内訳は、年度ごとの内訳が分かるように漏れなく記載して下さい。

(6) 留意事項

ア 提出された見積書については、変更できないものとし、また、返却しません。

イ 提出された見積書に重大な不備等があった場合は、失格となることがあります。

13 プレゼンテーションの実施

提出された提案書に対する補足説明及び質疑応答を求めるためにプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションは各参加事業者指定時刻入替制で、実施します。詳細については、**提案書等作成要領（別紙1）**に示します。

(1) 実施日時

令和6年5月30日（木）

（詳細な日時については、参加資格要件を満たした各参加事業者へ事前通知します。）

(2) 実施場所

横須賀市小川町 11 番地 横須賀市役所

（詳細は、別途お知らせいたします。）

(3) 時間配分

各参加事業者概ね 50 分（予定）

（準備 5 分、プレゼンテーション 25 分、質疑応答 15 分、片付け 5 分）

(4) 出席者

1 参加事業者につき、3 名以内とします。

(5) プレゼンテーションの実施方法

ア プレゼンテーションは、非公開で行います。

イ 参加事業者の名称、その他参加事業者名が特定される内容、ロゴ等はプレゼンテーションしないこととします。

ウ 参加事業者は評価者に対して、提出した提案書の内容について説明します。なお、提案項目の全てについて説明する必要はありません。実施時間を考慮して行

って下さい。

エ 評価者は、参加事業者の提案について、質疑を行います。なお、評価者以外の者は、参加事業者に対し質疑は行わないこととします。

オ 参加事業者は、評価者からの質疑に対し、回答を行います。

(6) 留意事項

ア 災害や交通機関の事故等、やむを得ないと判断される正当な事由がなく、指定時刻に遅れた場合は、失格とします。

イ モニターと電源は局が用意しますが、その他の機器については、参加事業者が用意して下さい。また、実施場所は、インターネット回線が使用できません。

ウ 当日のプレゼンテーションでは、提出した提案書以外の内容をプレゼンテーションしないものとします。

※ 評価者が、評価者以外の者（業務の実務担当者）に対して意見を聞くことを可とします。そのため、選考委員以外の者が、プレゼンテーションに同席させていただきます。

14 技術審査等合格者の決定

(1) 評価及び採点

評価者は、提案書及びプレゼンテーションの内容を評価項目ごとに評価し、評価基準に基づき採点します。

(2) 評価項目

提案書及びプレゼンテーションによる各評価項目については、**提案書等作成要領（別紙1）**を参照して下さい。

(3) 合計得点の算出方法

ア 各評価者の各評価項目の得点を算出します。

イ 評価者の全評価項目の得点を合計して、当該参加事業者の得点を算出します。

ウ 上記イによる全評価者の得点を合計して、評価者の人数で割り返した平均値を当該参加事業者の最終的な得点とします。なお、平均点の端数処理は、整数止め（整数未満切り上げ）とします。

(4) 合計得点の合格基準点

合計得点が第1位の参加事業者と、第1位の得点に0.9を乗じて得た数以上の得点を合格基準点とします。

例 第1位の参加事業者得点が、422点の場合

合格基準 $422 \text{ 点} \times 90\% = 379.8 \text{ 点} \approx 380 \text{ 点以上 (切り上げ)}$

(5) 各評価項目の最低基準点

「**提案書等作成要領（別紙1）5. プロポーザル方式技術審査等の審査方法**」に示す「1)事業者概要 2)事業者の方針及び体制」を除く各評価項目ごとの点数が、当該評価項目配点の60%以上であることとします。

(6) 技術審査等合格者の決定

技術審査等において、合格基準点及び最低基準点を満たす参加事業者を合格者として決定します。

(7) 選定結果の通知

技術審査等における選定結果は、各参加事業者には、参加申込書に記載されたメールアドレスあてに、技術審査等選定結果合格・不合格通知書（第9～10号様式）を電子メールで通知します。

技術審査等選定結果通知日 : 令和6年6月13日（木）まで

15 契約候補事業者の決定

技術審査等合格者から提出された見積書の委託料総額を比較し、その金額が最も低い参加事業者を契約候補事業者として選定します。

なお、最も低い委託料総額が同額の場合は、得点が最も高い参加事業者を契約候補事業者とします。また、得点も同点の場合は、くじ引きにより決定するものとし、その方法等においては事業者選定委員会で決めるものとし、

(1) 選定結果の通知

各参加事業者には、参加申込書に記載されたメールアドレスあてに、最優先契約候補者決定・非選定決定通知書（第 11～12 号様式）を電子メールで通知します。

契約候補事業者結果通知日 : **令和 6 年 7 月 5 日（金）まで**

(2) 選定結果の公表

選定結果は、横須賀市ホームページで公表します。公表する項目は、以下のとおりとします。

- ア 参加事業者名
- イ 審査における得点
- ウ 見積金額（総額のみ）
- エ くじ引き結果（くじ引きの場合）

16 契約締結

契約候補事業者が決定した後、令和 6 年 7 月以降に本業務委託契約を締結します。なお、次の事項に留意して下さい。

- (1) 契約締結前に参加資格を失った場合、契約は締結しません。
- (2) 本要領に記載のない事項については、横須賀市の契約規則及び契約履行規則並びに契約事務取扱規程に準じて下さい。
- (3) 詳細な業務の内容及び契約条件について協議し、改めて見積書を提出し、双方合意の上、契約を締結することとします。交渉が不成立の場合には、次点以下の事業者と交渉を行い、契約を締結するものとし、

17 失格事項

参加事業者が、次のいずれかに該当した場合は、局において審議のうえ失格とします。

- (1) 選定期間中及び契約締結までの間に「4 参加資格要件」を欠いた場合
- (2) 参加申込書類及び提案書類等に虚偽の記載をした場合
- (3) 他の事業者と参加の意思や提案内容について、相談した場合
- (4) プレゼンテーションを欠席した場合
- (5) その他、選定委員会において、不適切と認めた場合

18 選定結果の開示

- (1) 技術審査等合格者に選定されなかった参加事業者自社の技術審査等の総合得点の開示を求めることができます。
- (2) 契約候補事業者に選定されなかった参加事業者自社の技術審査等の総合得点及び業務受託見積金額の順位の開示を求めることができます。
- (3) 開示要求の提出方法
開示要求は、郵送による書面の提出のみとしますが、様式は問いません。
- (4) 開示要求の期限
令和6年7月22日(月) から 令和6年7月26日(金)16時 まで
- (5) 回答の方法
回答については、令和6年8月5日(月)までに文書により行います。

19 その他

- (1) この事業に応募するために掛かる費用は、すべて参加事業者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、返却しません。また、提出書類等に瑕疵があることが判明したときは、局が参加事業者の取扱いについて決定します。
- (3) 提出期限後は提出書類の加除及び変更は認めません。
- (4) 提出された書類及び電子データは、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製することがあります。
- (5) 提案募集に参加する者は、契約事業者決定後において、この実施要領等の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできません。
- (6) 本要領に定めのない事項並びに疑義が生じた場合は、協議により定めるものとします。

別紙 1 横須賀市管路維持管理業務委託 提案書等作成要領

1 提案書の提出方法及び書類作成に係る留意事項

横須賀市管路維持管理業務委託における提案書については、次の（１）から（３）までの項目を必ず含むものとし、この順番で構成して下さい。

- （１） 表紙
正本のみ「事業者名」、「所在地」、「代表者名」、「担当者名（所属、職、氏名）」、「連絡先（電話番号、電子メールアドレス）」を記載して下さい。
- （２） 目次
本文の項目及びページ番号を記載して下さい。
- （３） 本文
提案書に記載する内容は、「提案書等作成要領（別紙 1） 5 プロポーザル方式技術審査等の審査方法」に示す各項目の審査と選定基準の内容をよく理解し、網羅した項目を記載して下さい。
- （４） 提案書の作成に係る留意事項
 - 1) 参加事業者は、一つの提案しか行うことができません。
 - 2) 提案書には、業務受託見積金額等を記載しないで下さい。
 - 3) 提案書は必ず所定の様式(第 7-1～7-6 号様式)を使用して下さい。
 - 4) 用紙サイズは原則として日本工業規格「A 4 版」縦置き横書き左綴じとして下さい。図表等を使用する場合において「A 3 版」を使用するときには折り、綴じて下さい。
 - 5) 使用する言語は日本語、計量単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。
 - 6) 提案書は評価項目ごとに様式に規定された枚数以内で簡潔にまとめ、別添資料(図表等)を含め総頁数30頁以内とします。また、データの容量は、50MB以内とします。
 - 7) 提案書は1冊として綴じて下さい。
- （５） 著作権
提出された提案書の著作権は、参加事業者に帰属します。ただし、局は、本業務委託の範囲において公表する場合、その他、局が必要と認める場合には、提出される書類の内容を無償で使用できるものとします。
- （６） 提出書類の取り扱い
提出された書類については変更できないものとし、返却いたしません。また、提案書を除く提出書類は、横須賀市情報公開条例に基づき公開する場合があります。
- （７） 局からの提示資料の取り扱い
局が提示する資料は、本業務委託に係る検討以外の目的で使用することはできません。

2 提案書の作成に必要な資料閲覧及び施設見学

参加事業者は、参加事業者ごとに資料閲覧及び施設見学を行うことができます。

資料閲覧及び現地施設見学は、1参加事業者ごとに逸見総合管理センターを2班に分けて同時刻に開始します。参加人員数は、1班の参加人員数を3名上限とし、見学当日の最多参加人員数は、2班×3名の計6名となります。当日の質問は受け付けません。ただし、質問は、受付期間中にて受け付けます。

なお、各参加事業者の資料閲覧及び施設見学日は、事務局が割り振り、後日当該参加事業者に連絡します。

(1) 資料閲覧

1) 閲覧開始日及び閲覧時間

令和6年4月24日(水)から同月26日(金)16時までの期間で実施します。

閲覧時間は、3時間以内とします。

2) 閲覧場所

横須賀市西逸見町2丁目10番地 逸見総合管理センター 会議室

3) 閲覧方法

局が開示する書類を自由に閲覧することができます。

4) 閲覧資料等

- ① 局所有のシステム台帳(上下水道施設管理システム及び給水修理受付システムなど)
- ② 局所有の機器台帳や各種機器等(漏水探知機及び相関式漏水探知機など)
- ③ 局の維持管理業務における集計データ及び維持管理業務説明書など
- ④ その他、技術提案書作成に必要と思われるもの

(2) 施設見学

1) 施設見学開始日及び見学時間

令和6年4月24日(水)から同月26日(金)16時までの期間で実施します。

見学時間は、3時間以内とします。

2) 施設見学場所

横須賀市西逸見町2丁目10番地 逸見総合管理センター内

3) 施設見学の方法

- ① 局が定めた見学コースを、局職員の案内で施設見学を実施します。なお、公平性を期すために、局職員の説明内容は全参加事業者同一内容とし、施設見学説明原稿を配布します。
- ② 見学時の施設撮影等については認めます。
- ③ 見学時における見学者の事故等については原則として自己責任とします。

3 提案書の作成に係る質問受付

(1) 質問の受付

提案書の作成に関する質問は、質問書（第6号様式）に簡潔・明瞭にまとめ、必要に応じて写真等を添付し、「3 事務局」に記載のメールアドレスへ電子メールにより事務局へ提出して下さい。

また、文書作成においては、Microsoft Wordを使用し、サイズはA4版、フォントはMS明朝体、フォントサイズは11ptとします。

なお、局ではMicrosoft Office 2016を使用しているため、当該環境下でも正常に動作する形式(.docx)で作成して下さい。また、送信メール1通につき15MBを超えるメールに関しては受信することはできません。

(2) 受付期間

各参加事業者の質問受付は、令和6年4月24日(水)から令和6年5月7日(火)の16時までとします。

(3) 回答方法

回答は、令和6年5月8日(水)から同月14日(火)までに、横須賀市ホームページ(アドレス <https://yokosuka.cms8341.jp/cms8341/6940/2024kanropuopo.html>)で掲載します。

(4) 回答内容

参加事業者から寄せられた全質問とその回答を掲載します。なお、参加事業者が特定できるような内容及び事業者選定の公平性を損なうと事務局が判断した内容は、質問に対する回答を行わないことがあります。

4 技術提案及びプレゼンテーション並びに総合的な技術力に関する質疑応答（以下「プレゼン等」という。）について

提案書が提出された後、横須賀市管路維持管理業務委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)は、次のとおりプレゼン等の評価を実施します。

(1) プレゼン等の日時の連絡

プレゼン等を行う日時は、提案書が提出された後、事務局から各参加事業者に連絡いたします。

(2) プレゼン等の参加人数

プレゼン等に参加できる人数は、3名までとします。出席予定者の役職、氏名を提案書提出時に事務局に届け出て下さい。(任意様式)

(3) プレゼン等の所要時間

プレゼン等の所要時間は、50分以内とします。

準備時間：5分、プレゼンテーション時間：25分

総合的な技術力に関する質疑応答：15分、片付時間：5分

(4) プレゼン等の方法

モニターは局にて用意しますので、参加事業者はノートパソコンを持参し、プレゼンを行って下さい。また、機器の設定時間は、5分以内として下さい。なお、使用するモニターは、次のものを予定しています。

1) TOSHIBA 液晶テレビ65型

2) 品番：65M540X HDMI・USB端子接続あり

5 プロポーザル方式技術審査等の審査方法

(1) 審査方法

- 1) 参加事業者から提出された提案書及びプレゼン等を選定委員会は、(2)に示す評価項目について得点化を行い、審査をします。
- 2) 合格基準点及び各項目の最低基準点を満たす参加事業者を合格者とします。
ただし、この条件により該当事業者が出なかったときは、選定委員会において選定基準を改めて設定し再選定します。

(2) プレゼン等の提案内容の配点比率等

配点(比率)は次頁の表-1 配点(比率)表のとおりとし、500点満点とします。

表-1 配点（比率）表

提 案 内 容		評 価 項 目	配点（比率）
1)	事業者概要	①資本金額	15.00（3%）
		②従業員数	
		③経営分析	
		④社会貢献	
2)	事業者の方針及び体制	①事業実施方針	10.00（2%）
		②安全衛生管理体制	
		③事業者倫理	
3)	組織体制及び業務支援体制	①組織体制	65.00（13%）
		②業務支援体制 （技術等支援及び教育訓練等）	
4)	業務内容	①全体	170.00（34%）
		②受付業務（水道）	
		③受付業務（下水道）	
		④現場確認業務（水道）	
		⑤現場確認業務（下水道）	
		⑥工事監理業務（水道）	
5)	その他提案	①地元雇用	140.00（28%）
		②地元企業への貢献・育成	
		③緊急事態時の体制	
		④コスト縮減対策	
		⑤包括的民間委託受託実績等	
6)	プレゼンテーション及び 総合的な技術力に関する 質疑応答	①技術提案内容の総括口頭説明	100.00（20%）
		②技術力に関する質疑応答	
合 計			500.00（100%）

(3) 審査と選定基準

主に業務に対する理解度、妥当性、実効性、具体性などを選定基準に照らして審査します。

提案書に記載する内容は、表-1 配点(比率)表の1)から5)までの項目とし、6)を含めた各項目の選定基準は次に示すとおりです。

1) 事業者概要

事業者の安定性、収益性を評価し、併せて環境対策又はSDGsなどへの主体性を評価する。
(選定基準)

令和4年度末における資本金額及び従業員数並びに令和2年度及び令和3年度の各会計年度における自己資本当期純利益率(ROE)、売上高経常利益率、総資本回転率、自己資本比率、財務レバレッジを記載するとともに決算関係書類(貸借対照表と損益計算書)を提出すること。(任意様式)

また、環境対策への主体的な対応として、地球温暖化対策などの環境対策又はSDGsなどの取り組みを提案書及び事業概要調書(第2号様式)とともに示されていること。

(共同企業体で参加する場合は、代表構成員に関する事業者概要とする。)

2) 事業者の方針及び体制

① 事業実施方針

本市の包括的民間委託の趣旨及び委託レベルを十分に踏まえた管理に対する考え方、全体に係る方針について示されていること。

(選定基準)

管路施設の意義、維持管理の目的が示されている。局のマスタープラン2033及び本業務委託事業を理解し、管理思想（包括的民間委託の趣旨）の実現のために事業実施方針が示されている。また、事業実施方針に受託者としての責務について、示されている。

② 安全衛生管理体制

安全衛生管理体制が整備され、組織として取り組みが示されていること。

(選定基準)

労働安全衛生マネジメント (ISO45001) が、導入されている場合は、示すこと。また、過去2年以内に労働基準監督署からは是正勧告を受けている場合は、示すこと。

(共同企業体で参加する場合は、全社示すこと。)

労働安全衛生マネジメント (ISO45001) が、導入されていない場合は、労働安全衛生の重要性が理解されており、本業務委託に伴う労働安全衛生管理体制が整備されていることが示されている。また、組織としての労働安全衛生に対する取り組みが示されており、労働災害及び事故を防ぐための危険予知 (KY) が示されている。

(共同企業体で参加する場合は、共同企業体の労働安全衛生を示すこと。)

③ 事業者倫理

事業者として、企業倫理及び企業倫理行動指針が定められており、企業の社会的責任の取り組みが示されていること。また、情報セキュリティー等のコンプライアンス体制が整備されていること。

(選定基準)

自社の企業倫理及び自社独自の企業倫理行動指針が示されている。また、CSR（企業の社会的責任）の取り組みが示されている。

(共同企業体で参加する場合は、代表構成員とする。)

不正防止や責任体制の確立に取り組むことを表明した企業の社会的責任の取り組みが示されている。

(共同企業体で参加する場合は、全社示すこと。)

また、コンプライアンスに対する組織体制が整備されており、本業務委託の実施にあたって、関係法令及び関連法規等を理解し、遵守することが示されていること。

3) 組織体制及び業務支援体制

① 組織体制

本業務委託を遂行するための組織体制、責任体制及び人員配置が示されていること。
また、緊急時においても速やかに対応できる組織体制であることが、示されていること。

(選定基準)

本業務委託を遂行するための組織体制（体制図等）及び責任体制が示されており、本業務委託の特性（24時間体制、緊急性が高い及び市民等への影響範囲が高い等）を配慮した開庁日昼間業務、閉庁日昼間業務及び夜間業務に必要な適正人員数が配置され、想定する人数が示されていること。また、緊急性が高い場合は、1時間以内に現場での対応が可能であることが示されていること。

そのほかには、本業務委託人員配置とは別に、組織として、雨天時や緊急時などの実情に応じた局と連携のとれる運営が可能な人員配置計画であることが示されている。

② 業務支援体制(技術等支援及び教育訓練等)

組織としての技術等支援及び教育訓練の重要性が認識され、組織化された体制及び方法が示されていること。

(選定基準)

組織として、技術等支援及び教育訓練体制が組織化され整備されており、年間を通じた教育訓練計画や教育訓練内容などが定められていることが示されていること。

4) 業務内容

本業務委託の重要性を理解し、仕様書及び要求水準書等に示す業務内容の実施方法や留意点等が、示されていること。

(選定基準)

① 全体

本業務委託従事者の資格が示されている。また、本市の給水条例等を良く理解し、本業務委託の給水装置管理範囲などが示されている。

② 受付業務(水道)

水道における電話対応の準備、実施方法や留意点等が示されている。

③ 受付業務(下水道)

下水道における電話対応の準備、実施方法や留意点等が示されている。

④ 現場確認業務(水道)

漏水調査等、軽微な修繕作業等、出水不良、水圧異常、水質異常及びその他問い合わせ等の実施方法や対応方法が示されている。

また、漏水調査等から修繕までの施工調整方法などの実施方法や留意点も示されている。

⑤ 現場確認業務(下水道)

下水道の現場確認業務に必要な下水道台帳等の事前準備、現場確認作業、現場確認作業時の第三者災害防止、本業務委託従事者が現場確認作業時の酸素欠乏及び危険ガスの中毒防止、汚水溢水・道路陥没等の緊急案件について、実施方法や対応方法又は留意点が示されている。

⑥ 工事監理業務(水道)

修繕工事及び路面復旧工事の工事依頼や工事監理（交通誘導員配置の安全対策等も含む。）への留意点や実施方法が示されている。あわせて、仕切弁操作、断水作業及び当該作業における工事影響範囲の市民等への広報などの留意点や実施方法が示されている。

また、関係機関各種申請業務、工事精算補助業務（修繕工事報告書内容確認及び工事施行書作成方法等）、しゅん工図管理業務、その他書類内容確認の留意点等が示されている。

そのほかには、材料管理業務として、局の資材倉庫に保管されている修繕材料の搬入、搬出及び在庫確認における留意点等が示されている。

また、交通誘導員管理業務として、交通誘導員（全日昼間業務における交通誘導員を1名以上）の確保が示されており、安全における留意点等も示されている。

5) その他提案

地域活性化の観点から地元雇用及び地元企業への貢献・育成などが示されていること。
また、大規模災害時等における被害の防止及び応急復旧工事の対応に関し、緊急事態を特定・リスク評価し、対応方針などが示されていること。

そのほか、コスト縮減対策及び包括的民間委託受託実績等が示されていること。

① 地元雇用

横須賀市内在住者等を積極的に雇用しているか示されていること。

(選定基準)

横須賀市内在住者または事業者が特別徴収の手続きにより市民税を横須賀市に納めている人数（予定本業務委託従事者を含む）が示されていること。（任意様式）

② 地元企業への貢献・育成

本業務委託等の消耗品等の調達について、積極的に地元企業を活用することが示されている。また、地元企業(本市の市内指定給水装置工事事業者)を積極的に活用していることが、示されていること。

(選定基準)

消耗品等の調達について、積極的に地元企業を活用していることが示されている。

また、本業務委託で想定している体制で、積極的に地元企業を活用していることを明確にするため、地元企業の会社名が示されていること。（任意様式）

③ 緊急事態時の体制

緊急事態を想定し、発生した場合の対応が示されていること。

(選定基準)

緊急事態が特定・評価(リスク評価)され、緊急事態発生時における対応方針、対応方法及び緊急時を想定した訓練計画等が示されている。

また、地元企業で「災害緊急協力事業者登録制度」に登録している企業と多く連携していることを明確にするため、地元企業の会社名が示されていること。（任意様式）

そのほかには、緊急事態時に本市の特性を把握し、災害時の局対応を理解して対応できる上水道事業又は下水道事業の経験を有した者が、人員体制に何名組み込まれているかが、示されている。（他都市も含む。）

④ コスト縮減対策

維持管理のコスト縮減の方策が示されていること。

(選定基準)

維持管理に関わる具体的なコスト縮減の方策が示されている。

⑤ 包括的民間委託受託実績等

包括的民間委託受託実績（受託規模及び受託内容等）や組織で総合的な技術力が示されていること。

（選定基準）

本業務委託に類似する具体的な受託実績（受託規模や受託内容を受付業務、現場確認業務又は工事監理業務を業務別に示す。）が示されている。

また、組織で高度な技術力を有することが評価可能な事例（論文等）や研究実績等が示されている。

（共同企業体で参加する場合は、いずれかの構成員を示すこと）。

そのほかには、局の現行体制を基にした業務体制の現場確認業務・工事監理業務従事者を開庁日昼間業務において、2名以上追加で配置していることを示している。

また想定している業務体制内で、配置している現場確認業務・工事監理業務従事者の経験年数(10年以上)人員を2名以上配置していることを示している。

6) プレゼンテーション及び総合的な技術力に関する質疑応答

① 技術提案内容の総括口頭説明

（選定基準）

本業務委託及び本市の特性を理解し、技術提案内容に妥当性を有している。

また、提案書と矛盾が無い内容となっていること。

② 技術力に関する質疑応答

（選定基準）

本業務内容ごと（受付業務、現場確認業務及び工事監理業務等）に知識や応用能力を有し、関係法令等についても理解している。

6 プロポーザル方式に係る仕様書等の承諾

参加事業者は提案書の提出をもって、仕様書、要求水準書、プロポーザル実施要領及び質問に対する回答等の内容を承諾したものとします。

7 その他留意事項

- (1) 応募は参加事業者 1 者 1 提案とします。
- (2) 提出後に提案内容の変更は認めません。
- (3) 審査は提出された提案書に基づくプレゼンにより行いますが、提案書等の提出後、内容について説明を求めることがあります。
- (4) 提案の応募に係る全ての経費は、提案者の負担とします。
- (5) 提出した提案を取り下げる場合には、速やかに参加辞退届（第 5 号様式）を提出して下さい。なお、参加辞退後、再度の提案書等を提出することは認めません。